

議案第三十三号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

（港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
改正）

第一条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二百五条」の下に「・第六百六条」を加える。

第二百五条を第百六条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百五条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第十八条第一項(第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。)、第二十二條(第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通

所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」の下に「・第五十九条」を加える。

第五十八条を第五十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十八条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情

報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法という。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第五十五号)の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部改正を踏まえ、電磁的記録等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。